

令和6年度第1回見附市介護保険運営協議会・見附市地域密着型サービス運営
委員会・見附市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時：令和6年8月29日（木） 午後1時30分～午後2時55分

場 所：見附市保健福祉センター 2階 会議室

出席者：委 員（14名）

見附市老人クラブ連合会	監事（女性部副部長）	大竹 アキイ
連合中越地域協議会见附支部	支部長	坂爪 真也
公募委員		小坂井 保子
公募委員		曾我 靖代
見附市南蒲原郡医師会	会長	山谷 春喜
見附市歯科医師会	在宅医療連携室室長	村上 昇
（福）見附福祉会	業務執行理事	若井 和実
（福）見附市社会福祉協議会	会長	星野 隆
見附市保健推進協議会	副会長	坂川 春枝
見附市民生委員		
・児童委員連絡協議会	東部地区民生委員児童委員	高藤 幸子
見附市市民活動・ボランティア		
連絡協議会	会長	佐野 政秋
見附市健康サポートクラブ		酒井 美代子
見附商工会	事務局長	小出 直樹
えちご中越農業協同組合	女性部部長	池田 玲子
事務局		
見附市健康福祉課	課長	小此鬼 明
	課長補佐	宮本 有香
	副主幹兼介護保険係長	椿 博子
	高齢福祉係長	青柳 充
	高齢福祉係総括主査	坂井 紀子
	介護保険係主事	柴嶺 薫

1 開 会

(椿介護保険係長)

定刻になりましたので、これより令和6年度第1回見附市介護保険運営協議会・地域密着型サービス運営委員会・地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。本日の進行役を務めます介護保険係の椿と申します。よろしくお願いします。

会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。事前にお届けしました、次第、資料1～5、本日お配りしました委員名簿、ピンクと青色の冊子となっております。不足がなければ、会を進めさせていただきます。

始めに、健康福祉課長の小此鬼が開会の挨拶を申し上げます。

(小此鬼健康福祉課長)

本日はお忙しい所お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。健康福祉課長の小此鬼と申します。

今回は昨年度策定した令和6年度から8年度までの第9期の介護保険事業計画に関わる第1回目の会議となっております。介護保険事業計画は、1期当たりの計画期間が3年ですので、令和6年度から令和8年度までの委員の皆様の任期と一致しております。委員の皆様は、14人中9人が交代され、昨年度から引き続きの方が5人という内訳となっております。介護保険事業は複雑な制度で、馴染のない方もいらっしゃるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、見附市の介護保険事業の概略について少しお話させていただきます。介護保険事業の対象者は、基本的には65歳以上の高齢者となります。ただし、特定の疾病をお持ちの方であれば40歳から64歳の方も対象になります。

その対象被保険者数が今年の3月31日現在で1万3,076人で、前年に比べて4人増えております。ある意味4人しか増えなかった状況でございます。

その内、介護保険のサービスは、9割以上の方が80歳以上からご利用になられますので、75歳以上の後期高齢者の数も大変気になる所ですが、今年4月現在は7,260人で、年間で39人増えております。

高齢者全体につきましては、来年度辺りがおそらく最多になるだろうと見込んでおります。ただし、75歳以上の後期高齢者に関しては、今後6、7年は伸び続けますので、それに伴い、介護保険の利用者も増えて来ることが予測されます。

また、高齢化率も遂に34%に届きました。今から24年前の平成12年の介護保険のスタート時の高齢化率は、19%位でしたので既に15%程伸びている状況でございます。

また、ヘルパーやデイサービス等の介護保険サービス利用時に保険者が負担する介護給付費につきましては、直近の令和5年度は、38億5,000万円、前年度比で7,000万円程伸びております。

先程申し上げた通り、認定者数も介護給付費もこれからそれ程急激ではないですが、今後伸びていくだろうと予想され、認定者も既に2,400人を超えている状況でございます。

一方、これだけ急激な高齢化が進みますと、保険財政としては基金が必要になりますが、いざという時の介護給付費準備基金は令和5年度現在で4億3100万円程ございます。この4億3,100万はただ単に余って積んでいる訳ではなく、今後の急激な保険料の伸びを抑制するために使わせていただいたこうと考えております。

長くなりますのでこの辺りで介護保険制度の概要の話は一旦止めますけれど、ぜひ皆様から貴重なご意見をいただいて、健全な介護保険運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(椿介護保険係長)

それでは、会議に入ります。会議の議事内容、会議資料につきましては、市の要綱に基づき市のホームページにて公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告いたします。

本日は、委員改選後第1回目の会議でありますので、恐れ入りますが、お配りした名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、大竹委員からお願いいたします。(委員自己紹介)

続きまして、協議会の事務局の紹介をさせていただきます。(事務局自己紹介)

2 会長・副会長の選出について

(椿介護保険係長)

次に、次第の2「見附市介護保険運営協議会の正副会長の選出」に入ります。介護保険運営協議会規則第3条第1項によりまして、「協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める」と規定してあります。

皆様の中から互選によりまして、会長及び副会長を選んでいただくことになりますが、どのようにお取り計らいいたしましょうか。

(若井委員)

会長に星野委員、副会長に山谷委員を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(椿介護保険係長)

只今、若井委員から会長に星野委員、副会長に山谷委員を推薦するお言葉がありましたが、皆様いかがでしょうか。賛同される方は拍手をもってご承認をお願いいたします。(拍手多数)

(椿介護保険係長)

ありがとうございました。星野委員より会長を、山谷委員より副会長をお引き受け

いただくということで、正面中央の席に移動をお願いします。

会長、副会長より一言ご挨拶をお願いします。

(星野会長)

ごめんください、今程会長に推薦されました見附市社会福祉協議会の星野隆でございます。昨年から会長職をさせていただきまして、引き続きよろしくお願いいたします。

介護保険制度というのは地域の皆さんにとってより安心で信頼できるものでなければならないと考えておりまして、制度の適正な運用、介護サービスの質の向上が必要だと思っておりますので、この協議会そのものの役割も重要なものになってくると考えております。

山谷先生を始め、委員の皆様の協力を得て、会長職を努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(山谷副会長)

ただいま副会長に推薦していただきました、見附市南蒲原郡医師会会長の山谷春喜でございます。

介護保険、いろいろ不慣れな点もありますが、団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年も間近です。今後ますます介護保険の重要性が高くなってくると思います。

今回は星野会長をしっかり支えていきたいと思っております。皆様よろしくお願いいたします。

(椿介護保険係長)

ありがとうございました。

以後の進行につきましては、会長から議長を務めていただきますのでよろしくお願いいたします。

(星野会長)

それでは、会議に入ります。始めに、会議成立の確認を行います。本日は、14人の委員全員が出席されており、本日の会議が成立していることを報告します。

次に、議事録署名委員の指名ですが、今回は大竹委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(大竹委員)

はい。

3 介護保険制度と協議会について

(星野会長)

それでは、次第に沿って会議を進めます。

次第の３（１）「介護保険制度と見附市の介護保険事業について」事務局から説明をお願いします。

（椿介護保険係長）

資料１により説明

（星野会長）

ただ今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（委員）

異議なし

（星野会長）

ないようですので、続きまして、次第の３（２）「介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営協議会について」、事務局から説明をお願いします。

（星野会長）

ただ今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（委員）

異議なし

（星野会長）

ご意見、ご質問がなければ、次第の３は、以上で終了とします。

４ 報 告

（星野会長）

次に報告の（１）、「令和５年度介護保険事業特別会計決算について」事務局から説明をお願いします。

（柴嶺主事）

資料３により説明

（星野会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。

(曾我委員)

介護保険の財政について今の説明を受けてどのようになっているのか、初めて見させていただきましたが、大枠はよく見えたと思っています。

そこで質問ですが、今程説明があった中の項番 48 と 79 について教えていただきたいと思います。こちらの前年比を見ると、項番 48 の地域密着型介護予防サービス費が前年比 431%となっておりますので、かなり前の年に比べて大きく増えています。併せて項番 79 の介護給付費準備基金積立金についても、前年比 35.2%で、金額もかなり少なくなっておりますので、この 2 点についてどのように捉えれば良いのかを教えてくださいたいと思います。

(柴嶺主事)

ありがとうございます。

それではまず項番 48 の地域密着型介護予防サービス費の 431.6%という増加についてお話をさせていただきます。予防給付に関しては、どの科目も共通して予算額が比較的少なく、1 人利用者が増加しただけでも影響が大きいというところが、この大きなパーセンテージの増加の要因となっており、特殊な要因はございませんでした。

続きまして項番 79 の介護給付費準備基金積立金についてです。こちらは前年度比 35.2%とかなり少なくなっておりますが、当初は積み立てではなく取崩しを行うことを予定しておりましたが、先にお話させていただいた通り介護給付費が想定よりも伸びなかったことで逆に積立てることができたものでございます。

その介護給付費が伸びなかった要因としては先程お話いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による施設閉鎖や利用控えの影響がございまして、令和 3 年から 5 年度の第 8 期計画期間中は、約 1 億 800 万円の基金の取崩しを予定しておりましたが、結果としては取崩しを行わずに、第 8 期計画期間中で約 1 億 3,200 万円程積み立てを行うことができましたので、前年比としては減っておりますが、想定よりも積立てることができた状況でございます。

(曾我委員)

私はちょっと今の説明で理解できなかったのが正直な所ですが、項番 48 については要支援 1・2 の方でこのサービス費を使う方が増えたということによってよろしいでしょうか。

(柴嶺主事)

はい。要支援 1 ではなく要支援 2 の方で認知症対応型共同生活介護を利用されてる方が増えていることが要因となります。

(小此鬼健康福祉課長)

補足させていただきます。本来グループホームに入所される認知症がある方は要介護 1 以上の認定が出るはずなので、要支援の利用者がいることはあまり想定していません。

んが、現時点でグループホームに2人程要支援の方が入所されているなどイレギュラーな場合があるので、予算は組んでいます。グループホーム入所者は1人増えるだけで年間300万円程かかりますので、実際は1人増えたイメージでいただいていたければわかりやすいと思います。

(曾我委員)

わかりました。基金の方は今の説明だと私の方が追い付かなかったというのが正直な所なのですが、想定よりも積立てはできたものの、前年度と比べると少なかったという状況で良いでしょうか。

(小此鬼健康福祉課長)

はい。補足になりますが、介護保険事業計画は3年間の計画なので、3年間の給付費総額を割り返して保険料を算出いたします。一般的には、1年目は多く積立て、2年目は積まず、3年目は下ろさなくてはならないというのが、介護保険の基本的な仕組みになっております。

その中で先程申し上げた通り、想定より給付費が伸びなかったことが原因で、この3年間で1億1,000万円程積んでおります。1億1,000万円程と言うと先程の財源構成の表で23%、約4分の1が第1号被保険者の負担でありますので、給付費に直しますと大体4億5,000万円位予定より少なく、結果として1億円程積立てることができたものでございます。

繰返しになりますが、1年目は多く積み、2年目は積まず、3年目は下ろすのが基本ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で全く思いもよらなかった給付費の動きになったということでございます。

(曾我委員)

ありがとうございます。わかりました。

(星野会長)

次に、報告の(2)、「地域包括支援センターの活動報告について」、事務局から説明をお願いします。

(青柳高齢福祉係長)

資料4により説明

(星野会長)

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。

(小坂井委員)

1 ページ目の職員体制について、地域包括支援センター今町の職員数が 2 人と他の圏域に比べて少ないですが、相談件数等も結構あるように思いますし、様々な相談窓口になっている状況で、多忙であると思います。地域包括支援センター今町の人員が足りているのか心配ですが、いかがでしょうか。

(青柳高齢福祉係長)

職員の配置数でございますが、高齢者人口によって定められております。高齢者人口が 3,000 人以上になりますと職員 3 人と決まっておりますが、今町地区は現在 2,780 人のため、他の地域包括支援センターと同等の人数まで配置しなくても良く、事業所としてもそれは理解された上で、このような配置になっております。

(小坂井委員)

大変だという声はないでしょうか。

(青柳高齢福祉係長)

何とかやっていたいている状況ではございますが、資料 2 ページの地域包括支援センター今町の総合相談の件数は、1,391 件で他の圏域と比べると少ない状況ではございます。

(曾我委員)

地域包括支援センターが中学校区に 1 か所ずつの合計 4 か所になってから 8 年程経つと思いますが、その当時に比べると地域包括支援センターという名前が地域にも認知されていると思います。ただし、地域包括支援センターに相談すること自体やどのような困り事を相談すべきかについては、まだ知らない人も多くいるということを感じています。

市も日々の業務の中で、関係者や市民向けに地域包括支援センターの周知をしながら活動されているかと思いますが、市民により早めに相談していただくための方策について、現在の取組ではなく、今後の具体的な戦略をお聞きしたいと思います。

(小此鬼健康福祉課長)

大変貴重なご意見ありがとうございます。確かに曾我委員がおっしゃるような困る事象があって初めて地域包括支援センターが認知される事は、おそらく多分にあるんだろうと考えております。もう少し地域包括支援センターの活動内容について広く市民に知ってもらう必要もあることを改めて感じさせていただきました。

どのように知らない人に知っていただくかということは、現在特段方策を見出せていないのが実情でございますが、もちろん現在も市民への周知に関する取組みが全くされていない訳ではなく、広報やホームページには掲載しております。それ以外にもつ

と効果的な周知方法が仮にあるならばそれを取り入れてやっていきたいと考えております。

(坂井総括主査)

包括支援センターの職員の業務を担当しております坂井です。早期の相談に繋げて対応できるように、なるべく様々な市民向けイベントや市民に関わる機会の中で積極的に周知をしているのと併せて、地域包括支援センターに配置されている社会福祉士を中心に担当圏域の企業や医療機関にご挨拶回りがてらの気になる方がいらっしゃったらすぐに地域包括支援センターに繋げていただくよう周知をしております。このような取組は毎年少しずつですが積み重ねております。

(曾我委員)

今程説明があった地域包括支援センターの役割の中で3ページの(3)の権利擁護業務は相談件数もかなり増えてるという報告がありましたし、先程事務局から説明がありましたが、高齢化の進展や一人暮らし高齢者や認知症の方が増えていること、また、様々な社会情勢から考えると、権利擁護に関する業務の役割がこれからどんどん求められていくと思っています。また、2ページの一番下にありましたが、ご相談内容も多様化、複雑化していることも考えると、やはり早めに相談する事がとても大事になってくると思いました。

事務局からもお話がありました通り、ぜひ地域包括支援センターの役割や相談の重要性について積極的に周知をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(星野会長)

ご意見、ご質問がなければ、報告の(2)は、以上で終了とします。

5 議 題

(星野会長)

次に、議題の(1)「第8期介護保険事業計画の評価について」、事務局から説明をお願いします。

(椿介護保険係長)

資料5により説明

(星野会長)

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問がないようですので、議題の(1)、「第8期介護保険事業計画の評価について」は、事務局の説明のとおりということでよろしいですか。

(委員)

異議なし

(星野会長)

それでは、そのように決定しました。次に、6「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(椿介護保険係長)

ありません。

(星野会長)

今回初めての会議ですので皆様からご感想をいただければと思います。いかがでしょうか。

(小坂井委員)

水色の総合事業のしおりの8ページですが、訪問型サービスの「標準的な内容の場合」は何を示すのか教えていただきたいと思います。また、訪問型サービスAは身体介護を含まないサービスとの説明書きがありますが、中身を見ると「短時間の身体介護が中心である場合」と「標準的な内容の場合」があるようで、よくわからないので教えていただきたいと思います。

まず、「標準的な内容の場合」は、身体介護が中心と考えてよろしいでしょうか。

(坂井総括主査)

その通りです。身体介護が主たる内容である場合には「標準的な内容の場合」としています。

(小坂井委員)

そうしますとその下の所要時間が書いてあるものは、生活援助が中心と考えてよろしいでしょうか。

(坂井総括主査)

サービスの内容によっては6月に介護保険のサービスコード表の見直しがありまして、生活援助のみで入るのか身体介護のみで入るのかで実際に時間を考えると、身体介護が主だって入る場合にはほぼ20分で区切られるところはないと思われるのが現状のところです。うまく回答になっておらず、申し訳ありません。

(小此鬼健康福祉課長)

報酬改定の関係でこちらも少し戸惑ってる部分がありますが、「短時間の身体介護

が中心である場合」は、サービス提供時間が 20 分未満でございますのでおそらくオムツ交換を想定していると思います。一番上の「標準的な内容の場合」は 1 時間超える場合と認識して間違いないと思いますが、このご説明に間違いがありあましたら訂正の文書を出したいと思います。

(小坂井委員)

はい。その下のサービス A は身体介護を想定していないと思いますが、なぜこのような書き方になってるのかを確認させてください。

(小此鬼健康福祉課長)

そもそも予防で身体介護はあまり想定してないはずなので、表記の仕方が誤ってる可能性もありますので、確認させていただきたいと思います。

(小坂井員)

はい。もう一つよろしいでしょうか。ここにはないですが、紙おむつ券のことについてですが、今年度から現金給付に変わっているかと思いますが、その経緯についてお伺いできますでしょうか。

(小此鬼健康福祉課長)

お答えいたします。背景としては、これまでの紙おむつ券は、紙おむつ関連の用品は対象になるものの他が対象にならず、使い勝手の悪いという利用者からのご意見がございました。また、市としても券を発行することや事業者との請求のやり取りに手間がかかることから、現金給付といたしました。未来永劫現金給付かについては、今後の市民の皆様からの要望を踏まえ、本来現金給付はどうかという部分もあろうかと思いますが、様々なご意見を聞いて、研究課題にしたいと思います。

(小坂井委員)

ありがとうございます。また、給付の基準日が 4 月 1 日と 10 月 1 日で、その前については遡れない、例えば 4 月 2 日に要介護の認定が出た場合、10 月 1 日が基準日となる後半分の申請しかできず、半年分の給付になります。4 月 1 日基準日の申請は、前年度の 10 月 2 日から基準日までの期間の状況で対象を判断すれば、もれなく支給ができると思いますが、いかがでしょうか。

昨年度までの紙おむつ券はこのような基準だったため、対象にならず残念だという声があり、検討する機会があったらと思い、お話させていただきました。

(小此鬼健康福祉課長)

ご意見ありがとうございます。利用者様を考えた際、小坂井委員のご意見は承知していますが、市の会計は単年度が原則ですので、そこに照らし合わせると、前のやり方が良かったのかが気になる所ではあります。今のご意見を参考とはさせていただきます

ますが、市は適正な給付を行う必要があるので、すぐに支給方法を変えることにはなりませんし、やはりどの制度においても基準日を設けるのが原則です。例えば、介護保険制度ではありませんが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による生活支援においてもやはり基準日を基本に考えますし、行政としては基準日で判断するというのは仕方がないと判断します。

(小坂井委員)

ありがとうございます。

(曾我委員)

介護保険制度の安定した運営を考えた時に、高齢化の進展や認知症の方や一人暮らしの高齢者が増えていく等様々な社会情勢の変化を考えても、介護保険が必要になった時にどう支えていくかと併せて、介護が必要な状態になることを少しでも遅らせることや健康寿命を延ばすことが非常に大事だと考えおり、今後もその点がより一層重要になってくると思います。

既に市では様々な予防事業を行っていますが、今後介護予防や健康寿命の延伸についてどう事業を展開していくのかの見通しがあれば教えていただきたいと思います。

(小此鬼健康福祉課長)

ありがとうございます。お答えいたします。

本当に曾我委員のおっしゃる通りだと思います。限られた予算の中でどう効率的に介護予防の事業を展開していくかという点で、実は給付費に対して何パーセントまでは介護保険制度の地域支援事業を使っても良いという限度額のルールがありまして、その中で行いたい事業は多くありますが、既に限度額を超過してしまっている状況なので、地域支援事業に入れられず、市が単独で財源を持ち出して事業を行う必要が出てきます。

曾我委員はお金についてのみお話されている訳ではないことは承知してますが、既に見附市の介護予防の取組みは比較的充実していると認識しておりますので、この予防に力を入れるという方向性を今後も継続して事業を行うことと介護保険制度の自立支援の理念を市民にいかに周知していくのかが非常に重要だと思っております。

取り立ててこれを行いたいというのは現段階で上手くお答えできる言葉がないのですが、大体の方向性は伝わったのではないかと思います。以上でございます。

(曾我委員)

ありがとうございます。今の話も含めて、今回資料として配布された第9期介護保険事業計画を見させていただきましたが、計画の10ページの要支援・要介護認定の新規申請理由として骨折・転倒が上位に位置しています。例えば骨折・転倒については予防していくことが非常に大事で、転ばないような体作りや生活環境も含めて事前

に予防に取り組むことができると思います。そのため、データを基にどのような対象者に働きかければ効果的な事業展開ができそうかの検討やデータに基づいた評価もお願いしたい思います。

(小此鬼健康福祉課長)

ありがとうございます。おっしゃる通りです。今年度の予算は既に決まっていますが、来年度以降の参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(坂川委員)

見附市総合事業のしおり 9 ページについてですが、サービス利用料の目安の記載で「1 月」という表記が読み方によっては「ひとつき」なのか「いちがつ」なのかわかりづらい書き方かなと思ひまして、どちらの読み方になりますでしょうか。

(椿介護保険係長)

読み方は「ひとつき」です。

(宮本課長補佐)

1 か月という意味です。読み方によっては確かにわかりづらい書き方になっておりまして申し訳ございません。ご指摘いただき、ありがとうございました。

4 閉 会

(星野会長)

わかりました、読み方は「ひと月」ということです。委員の皆さんから他に何かございませんか。

ないようですので、以上で予定していた案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年度第 1 回介護保険運営協議会・地域密着型サービス運営委員会・地域包括支援センター運営協議会を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上、見附市介護保険運営協議会規則第 7 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____